

附属書五（第五章関係） 原産品であることについての確認

両締約国は、第四十四条の規定に従って開始された原産品として申告された産品についての確認の結果が明らかとなるまでの間、統一システムの第五〇類から第六三類まで、第六四類、第四二・〇三項、第四三・〇三項、第八四・一八項、第八四・二二項、第八四・五〇項、第八四・五一項、第八四・五二項、第八五・〇九項、第八五・一〇項又は第八五・一六項に掲げる産品について、輸入締約国の税関当局が、輸入される産品の引取りを許可するに当たり、国内法令に従い、保証人による保証、保証金又は他の適当な保証手段の形態で、産品に対して課することのできる関税を担保するための保証を提供することを条件とすることができることを確認する。